

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	防災危機管理(被災者台帳の作成等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下松市は、防災危機管理(被災者台帳の作成等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

下松市長

公表日

令和5年12月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	防災危機管理(被災者台帳の作成等)に関する事項
②事務の概要	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、災害が生じた場合に被災者台帳を作成する。災害対策基本法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)の規定に従い、被災者台帳を作成するにあたり特定個人情報ファイルを利用する。
③システムの名称	表計算ソフトファイル及び紙ファイル、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条第1項(特定個人情報ファイルの利用) ・別表第1の36の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第28条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第19条 ・第7号別表第2の56の2 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 防災危機管理課
②所属長の役職名	防災危機管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所総務部防災危機管理課 電話 0833-45-1832 メール bousai@city.kudamatsu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所総務部防災危機管理課 電話 0833-45-1832 メール bousai@city.kudamatsu.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部総務課 防災危機管理室	総務部 防災危機管理課	事後	
令和5年12月8日	I 関連情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	防災危機管理担当課長	防災危機管理課長	事後	
令和5年12月8日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	下松市役所総務部総務課防災危機管理室	下松市役所総務部防災危機管理課	事後	
令和5年12月8日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	下松市役所総務部総務課防災危機管理室	下松市役所総務部防災危機管理課	事後	
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日	令和5年1月1日	事後	